

山梨市調査・測量・設計等業務委託検査要綱

平成28年 1月18日 制 定

平成29年 2月20日 最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事に係る調査、測量及び設計等業務（以下「業務委託」という。）の適正な履行の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2の規程及び山梨市財務規則（平成17年山梨市規則第42号。以下「規則」という。）第144条の規定に基づき、山梨市が発注する業務委託の完了検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 規則第2条第1号に規定する契約担当者をいう。
- (2) 監督員 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。
- (3) 工事検査員 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査を行う職員をいう。

(適用)

第3条 この要綱は、山梨市が発注する業務委託の検査に適用する。

(検査の依頼)

第4条 業務委託を担当する所属の長（以下「担当課長」という。）は、検査を依頼するときは、業務委託検査依頼書（様式第1号）により工事検査員に検査を依頼する。

(検査の委任)

第5条 工事検査員は必要と認めるときは、業務委託検査委任通知（様式第2号）により担当課長に当該検査を委任することができる。

(検査の立会)

第6条 検査には監督員、担当課長又はその命を受けた者（以下「担当課長等」という。）及び受託者が立会うものとする。ただし、工事検査員が担当課長等の立会いを要しないと判断した場合には、この限りではない。

(検査の方法)

第7条 検査は、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行う。

(検査結果の報告及び措置)

第8条 工事検査員は、検査の結果を次の各号に掲げる区分に従い、速やかに契約担当者に報告するものとする。

(1) 合格と認められるとき

検査調書(規則様式第79号の1)

(2) 不適正な部分があり合格と認めることができないとき

業務委託完了検査報告書(様式第3号)

2 第1項第2号の場合において工事検査員は、直ちに修補指示書(様式第4号)により受託者に修補を指示するとともに、修補を指示した部分の完了の確認(以下「修補完了確認」という。)を監督員に指示し、その指示を受けた者は、受託者から修補指示事項処理完了届(様式第5号)を受領したときは、速やかに修補完了確認を行い、修補完了確認報告書(様式第6号)により当該工事検査員に報告するものとする。

(検査結果の通知)

第9条 工事検査員は、検査を行ったときは、次の各号により検査結果を所属課長に通知するものとする。

(1) 合格と認められるとき

様式第7号及び検査調書

(2) 不適正な部分があり合格と認めることができないとき

様式第8号

(再検査)

第10条 第8条第2項の規定により修補を指示した業務委託の再検査(以下「再検査」という。)は、当該検査を行った工事検査員が行う。

2 第4条から第9条の規定は、再検査について準用する。

(検査の中止)

第11条 工事検査員は、検査の実施に当たり次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに契約担当者に報告するものとする。

(1) 受託者若しくは管理技術者等又は検査対象業務委託に係る者が検査の実施を妨害したとき

(2) 検査の実施が困難のとき

附則（平成28年1月18日付け山梨市告示第1号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成28年7月5日付け山梨市告示第88号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附則（平成29年2月20日付け山梨市告示第31号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（工事検査員） _____ 様

依頼者
（職氏名） _____ 印

業 務 委 託 検 査 依 頼 書

次の業務委託について、完了・完了（部分引渡し）検査を依頼します。

契 約 番 号		事 業 名					
業 務 委 託 名		業務委託	業務委託場所				
受 注 者 名		業務委託料	¥	変更業務委託料	¥		
前払金支払額	¥	出来高金支払額	¥	支 払 残 額	¥		
設 計 概 要		変更設計概要		変 更 理 由			
履 行 期 間	着手	年 月 日	変更履行期間	完成	年 月 日	完了報告書受理年月日	年 月 日
	完成	年 月 日	実完成年月日	年 月 日	検 査 希 望 日	月 日～	月 日

※ 完了（部分引渡し）検査については、実完成年月日を引渡し部分実完成年月日に完了報告書受理年月日を引渡し部分完了報告書受理年月日に読替え、引渡し部分の概要を別紙（様式自由）に記入する。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（担当課長） 様

（工事検査員） 印

業務委託検査委任通知

検査日程等の調整を行った結果、次の検査を委任します。

所 属		
契約番号	年 度	
	番 号	
事 業 名		
業 務 委 託 名		
業 務 委 託 場 所		
業 務 委 託 料		
受 注 者		
履行期間	着 手	
	完 成	
完 成 年 月 日		
受 理 年 月 日		
検査執行者	検査年月日	
	所属 職氏名	
備 考		

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

（契約担当者）

様

（工事検査員）

印

業務委託完了検査報告書

検査の結果、不適正部分があることにより合格と認めることができません。

別添、修補指示書により不適正部分の修補を指示しました。

契 約 番 号			
事 業 名			
業 務 委 託 名			
業 務 委 託 場 所			
受 注 者			
業 務 委 託 料			
履 行 期 間	着手	年 月 日	検査立会者
	完成	年 月 日	
完 成 年 月 日	年 月 日		
完了報告書受理年月日	年 月 日	検査年月日	年 月 日
(修補指示事項の概要)			

修 補 指 示 書

(受注者)

様

(工事検査員)

印

次の業務委託の完成検査の結果、不適正部分があることにより合格と認めることができない。次の不適正部分（修補指示事項）を修補すること。

なお、修補が完了したときは、契約担当者に修補指示事項処理完了届（様式第5号）を提出すること。

契 約 番 号			
事 業 名			
業 務 委 託 名			
業 務 委 託 場 所			
受 注 者			
業 務 委 託 料			
履 行 期 間	着手	年 月 日	検 査 立 会 者
	完成	年 月 日	
完 成 年 月 日	年 月 日		
完了報告書受理年月日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日
(修補指示事項の概要)			
修 補 完 了 確 認 依 頼 書			
(監督員)			
様			
(工事検査員)			
印			
上記修補指示書の修補指示事項について、修補完了確認を依頼します。			
修補の完了を確認後に、受託者に「業務完了報告書」の提出を指示すること。			

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（契約担当者）

様

（受注者）

住 所

商号又は名称

氏 名

印

修補指示事項処理完了届

次の業務委託について、平成 年 月 日に実施された検査の結果指示された修補については、平成 年 月 日に完了したのでお届けします。

1 契 約 番 号

2 事 業 名

3 業 務 委 託 名

4 業 務 委 託 場 所

5 業 務 委 託 料 ¥

6 履 行 期 間 着手 平成 年 月 日

完成 平成 年 月 日

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

修 補 完 了 確 認 報 告 書

（ 完了検査 完了検査（部分引渡し） ）

（工事検査員）

様

（監督員）

所属

職氏名

印

次の業務委託の修補完了確認を行った結果、適正と認められるので報告します。

契 約 番 号			
事 業 名			
業 務 委 託 名			
業 務 委 託 場 所			
受 注 者			
業 務 委 託 料			
履 行 期 間	着手	年 月 日	検 査 立 会 者
	完成	年 月 日	
完 成 年 月 日	年 月 日		
完了報告書受理年月日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日
(修補指示事項の概要)			
修 補 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
処理完了届受理年月日	年 月 日	修補完了確認日	年 月 日

（別添）修補指示事項処理完了届

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

担当課長 様

工事検査員 印

業務委託完了検査について（通知）

業務委託完了検査（部分引渡し）について（通知）

平成 年 月 日に依頼のありましたこのことについての結果は、別添のとおりです。

契約番号

業務委託名

（別添） 検査調書（完成）

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

担当課長 様

工事検査員 印

業務委託完了検査について（通知）

業務委託完了検査（部分引渡し）について（通知）

平成 年 月 日に依頼のありましたこのことについての結果は、不適正部分があることにより合格と認めることができません。

契約番号

業務委託名

（参考添付） 修補指示書